

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	商工労働観光部人材育成課
内線番号	5102

No.	項目	内容
①	処分名	入校選考による入校許可
②	法令名	京都府立高等技術専門校条例
③	法令番号	平成21年3月27日京都府条例第16号
④	根拠条項	第4条
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:京都府立京都高等技術専門校長、京都府立陶工高等技術専門校長、京都府立福知山高等技術専門校長、京都府立京都障害者高等技術専門校長)
⑥	法令の定め	第4条 高等技術専門校に入校しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
⑦	審査基準	学科試験等及び面接試験の結果を総合して入校者を選考する。 (※校や学科によって、試験科目は異なる。)
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	—
	協議機関	—
	当該処分機関	選考試験から合格発表まで概ね1週間
⑫	問合せ	人材育成課職業訓練推進係(075-414-5102)
⑬	備考	